

米沢市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等により直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、偏見による誹謗中傷等により犯罪被害者等が受けるプライバシーの侵害、精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利が尊重されるよう適切に行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる

ようになるまでの間において、必要な支援が途切れることのなく行われるとともに、二次的被害の防止に配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の規定による基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援が円滑に行われるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力できるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮しなければならない。

(二次的被害及び再被害の防止)

第7条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の保護に努めなければならない。

2 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることのないよう、犯罪被害者等の個人情報等を保護するとともに、関係機関等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の

提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(保健、医療及び福祉に関するサービス)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、保健、医療及び福祉に関するサービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に関する支援)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、経済的な支援制度に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等以外の犯罪被害者等の支援)

第13条 市は、市民等以外の者が市内において発生した犯罪等により被害を受けた場合には、その者が住所を有し、又は居住する地方公共団体において適切な支援を受けることができるよう、情報の提供その他必要な措置を行うよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第14条 市は、関係機関等と緊密に連携し、及び協力して犯罪被害者等の支援を円滑かつ総合的に行うための体制を整備するよう努めるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第15条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者が理解を深めることができるよう、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。